

提供日 2026/05/08
タイトル 省エネ住宅を新築・購入する方に最大 80
万円を補助します！

担当 暮らし・環境部建築住宅局住まいづくり課
連絡先 企画班
TEL 054-221-3084



幸福度日本一の静岡県

省エネ住宅を新築又は購入する方に最大80万円を補助
令和8年5月11日（月）から申請受付を開始します！

県では、今年度も脱炭素社会の実現に向け、省エネ性能が高い住宅の新築や購入に対する補助を実施します。

申請受付は2期制となっており、令和8年5月11日（月）から開始します。

ただし、国の「みらいエコ住宅2026事業」の対象となる子育て世帯及び若者夫婦世帯は、本制度の補助の対象となりません。国の補助対象とならない方が対象となります。

国の補助制度の対象とならない幅広い世帯の省エネ住宅への取組を支援することで、より多くの方の快適でエコな住まいの実現を目指します。

1 申請受付期間

第1期：令和8年5月11日（月）～令和8年10月14日（水）（予定）

第2期：令和8年11月2日（月）～令和9年3月12日（金）（予定）

（予算がなくなり次第、受付を終了します。）

2 事業完了期限

第1期：令和9年3月12日（金）

第2期：令和10年1月31日（月）

3 補助対象

以下の要件を全て満たす住宅を新築又は購入する場合に補助します。

(1) 一戸建ての住宅

(2) 県内中小工務店が施工^{※1}

※1 直近3年間において、元請けとして請け負った新築住宅の戸数平均が年間50戸未満である事業者（住宅フランチャイズに加盟しているものは除く。）が施工することを条件とします。

(3) ZEH水準の省エネ性能

(4) 子育て世帯及び若者夫婦世帯^{※2}を除く世帯

（国の「みらいエコ住宅2026事業」の対象外世帯）

※2 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

4 補助額 定額40万円 + 最大40万円加算^{※3}（合計で最大80万円）

※3 しずおか優良木材等を10m³以上使用した場合、使用割合及び使用量に応じて補助金を加算します。

使用割合	補助単価（加算）	上限額
50%以上	15,000円/m ³	30万円

さらに、しずおか優良木材等のうち、森林認証材を使用した場合は、上乗せ加算します。

補助単価（上乗せ加算）	上限額
5,000 円/m ³	10 万円

5 補助予定件数 第1期：約30件、第2期：約30件

6 申請方法 オンライン

県公式ホームページのリンクからフォームにアクセスして申請してください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/garden/1081550/1081830.html>

参加者募集告知 ・ 催事等の当日取材 ・ **実施事業等の紹介** ・ 調査結果等の公表

令和8年度

静岡県省エネ住宅新築等事業費補助金

省エネ性能が高い住宅の新築及び購入に対して助成します！

補
助
要
件

- ①戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入
- ②県内中小工務店※1が施工
- ③ZEH水準※2の省エネ性能を満たすこと
- ④子育て世帯及び若者夫婦世帯※3を除く世帯

※1 直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数平均が50戸/年未満である事業者（住宅フランチャイズに加盟しているものを除きます。）

※2 断熱性能及び一次エネルギー消費量の削減のみを要件とします。
（太陽光発電等の再生可能エネルギーは要件としません。）

※3 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「みらいエコ住宅2026事業」が利用できます。

補助額

定額

40

万円

プラス



しずおか優良木材等補助加算

しずおか優良木材等の使用（10m³以上）で補助金を加算

使用割合	補助単価	上限額
50%以上	15,000円/m ³	30万円



森林認証材の場合は、さらに上乗せ加算

補助単価	上限額
5,000円/m ³	10万円



しずおか優良木材認証マーク

申請期間

第1期：令和8年5月11日～令和8年10月14日

第2期：令和8年11月2日～令和9年3月12日

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。

※第1期、第2期の事業完了期限が異なります。

提出方法

オンライン申請

詳細はホームページを御確認ください。

提出先

静岡県暮らし・環境部建築住宅局住まいづくり課

TEL：054-221-3084



手続きに必要な書類（オンライン申請、スマートフォン不可）

< 交付申請 > 契約前に提出する書類*

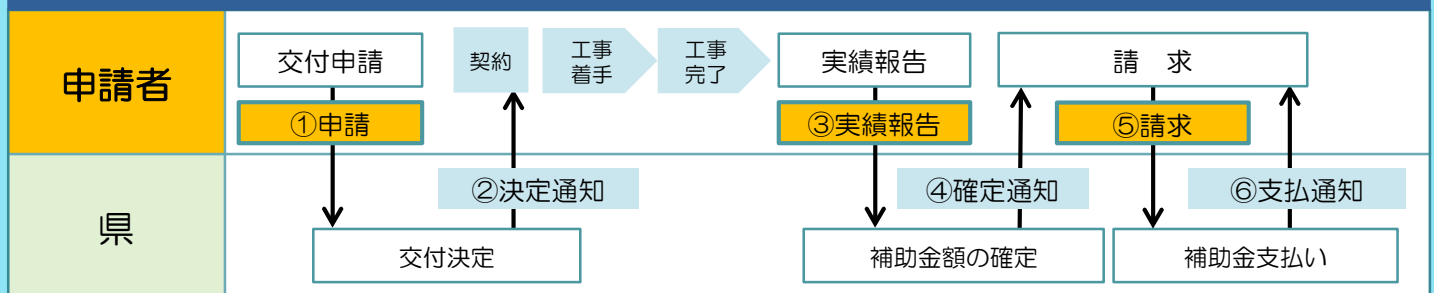
- (1) 交付申請記入シート（Microsoft Excel形式）（要綱様式第1号、2号、3号、要領様式第1号）
- (2) 確認及び誓約書（要領様式第2号）
- (3) 設計図書（平面図、立面図）
- (4) 木びろい表（要領様式第3号）（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (5) 住民票の写し（世帯全員が確認できるもの）
- (6) 本人が確認できる書類（運転免許証、パスポートの写し等）
並びに金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できる書類（通帳の写し等）
- (7) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書（交付申請記入シートに記載）
- (8) チェックリスト
- (9) その他知事が必要と認めるもの

※事前着手の承認を受けている場合は工事着手前

< 実績報告 > 工事完了後に提出する書類（事業完了後30日以内に提出）

- (1) 実績報告記入シート（Microsoft Excel形式）
（要綱様式第5号、2号、3号、要領様式第1号）（交付申請記入シートに追記したものに限り）
- (2) 外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる第三者機関による評価書
- (3) 外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる第三者機関による計算書（評価機関の押印があるもの）
及び仕様書等（外皮性能及び一次エネルギー消費量の計算に係る仕様がわかるもの（評価機関の押印があるもの））
※最終的な計画に対応する評価書及び計算書とすること
- (4) 建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 完成時の写真（外観、各階の内観各1枚、S-woodシール又はJASマーク（しずおか優良木材等補助加算の場合））
- (6) 納品書等（仕様書等に表記されている断熱材、サッシ、機器等の納入がわかるもの）
※建設住宅性能評価書を添付している場合は省略可
- (7) しずおか優良木材製品出荷証明書（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (8) 県産材販売管理票の写し（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (9) 住民票の写し（補助対象住宅への入居が確認できるもの（世帯全員））
- (10) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (11) チェックリスト
- (12) その他知事が必要と認めるもの

申請から支払までの流れ



※契約前に事前着手届の提出・承認がある場合は、契約後の交付申請が可能となります。
（工事着手までには交付申請が必要）
詳しくは県ホームページを御確認ください。

申請書類は県公式ホームページからダウンロードし、
オンラインにより申請してください。

静岡県 省エネ住宅補助金

検索

